



高齢者住まいのリスクマネジメント

－高齢者住まいの災害対応BCP－



SOMPOリスクマネジメント株式会社

医療・介護コンサルティング部
泉 泰子

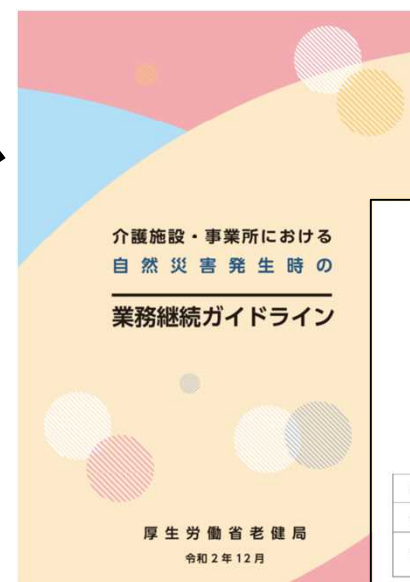


自然災害対応BCP策定

はじめに

2021年4月施行の「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」内で、**高齢者向け住まいでのBCP策定が義務付けられました**。そのため2024年までにBCP策定やそのBCPに沿って緊急事態を想定した訓練などを実施する必要があります。

本稿では、厚生労働省のガイドラインから、BCP策定に必要な基本情報を整理し、個別事業所において、その状況を踏まえて修正・改定を実施することを前提に説明させていただいております。



自然災害発生時における業務継続計画

法人名	〇〇	種別	〇〇
代表者	〇〇 〇〇	管理者	〇〇 〇〇
所在地	〇〇 〇〇	電話番号	〇〇 〇〇

※左記の表における各項目は、別途お示しする「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」3-2-1～3-2-4に対応しています。6は連絡サービス、7は訪問サービス、8は居宅介護支援サービス固有事項となっており、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改定して活用いただくことを想定しています。

BCPと防災計画の違い

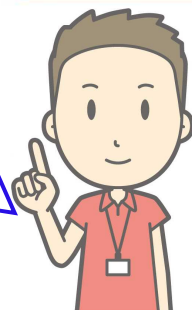
- BCP（Business Continuity Plan）は「業務継続計画」と訳されます。
- 防災が災害を対策するのに対して、BCPは災害を含めた、ありとあらゆるリスクに備えるものです。重複する部分もありますが、事業継続を目的としている場合、防災だけでは不十分となります。
- 災害発生時に重要事業を中断させない・速やかな普及を特徴としているのがBCPです。



自然災害BCPの全体像



業務継続計画
のひな型を
参照しながら、
項目を
埋めていきま
しょう。



出典：厚生労働省 老健局「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

© 2022 Sompo Risk Management Inc. All Rights Reserved.



第 1 章 総論

1. 方針の策定

- ・ 災害に対して施設が果たすべき役割を明確化し、その役割を果たすために、どう考え・どう動くのかその方向性を指し示すものです。

端的にかつ分かりやすい言葉で記載しましょう。

【指針記載例】



本ホームは、災害発生時において、次の方針に基づき事業を継続する。

1. 入居者の安全確保を図るとともに、職員の安全を確保する。
 2. 入居者の生命・身体を保護するために、必要最低限のサービスを継続的に提供する。
 3. 災害時のホームの状況に応じて、地域住民の支援を行う。
- これを実現するために、本BCPを策定し、平常時の職員への研修や訓練を実施、災害発生時は適切に行動する。

(出典) 「有老協・有料老人ホーム自然災害BCPモデル (210818初版)」

2. 推進体制

- ・ BCPは平時から体制づくり、教育・訓練・計画の見直しなどを継続的に実施する必要があります。

「災害対策本部」等のチームを作り、日々推進していきましょう。

体制は、感染BCPと兼任も可能です。

担当者名／部署名	対策本部における職務（権限・役割）	
理事長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 理事 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	対策本部長	・対策本部組織の統括、全体統括 ・緊急対応に関する意思決定
事務局長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 事務次長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	事務局長	・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示
事務次長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 事務主任 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	事務局メンバー	・事務局長のサポート ・関係各部署との窓口 ・社外対応の窓口
施設長 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 主任 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	広報・情報班	・社外対応(指定権者) ・医療機関との連携 ・関連機関、他施設、関連業者との連携 ・ホームページ、広報、地域住民への情報公開 ・活動記録を取る
主任 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX 代行 主任代理 ●●●● 電話:090-XXXX-XXXX	設備・調達班	・感染防護具の管理、調達 ・災害の事前対策の実施 ・災害発生時の物資の調達

平時の推進体制
とともに
緊急時の場合に
対応できるよう必ず
代行者も決めて
おきます。



3. リスクの把握

自施設においては

- ・どのような災害が発生することが想定されるか
- ・自施設の地域では、どのような災害が想定されるか
- ・発生した場合の施設の被害はどの程度になるか

これらを、十分洗い出し、計画に組み入れていきます。

【把握のためのツール】

①施設が所在する自治体のハザードマップ（各種あり）

- ・地震、津波、風水害、液状化等など施設の立地における
災害リスクが把握できる

国交省提供：ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp/index.html>



②地域防災計画

- ・自治体から公表されているインフラなどの被災想定が把握できる

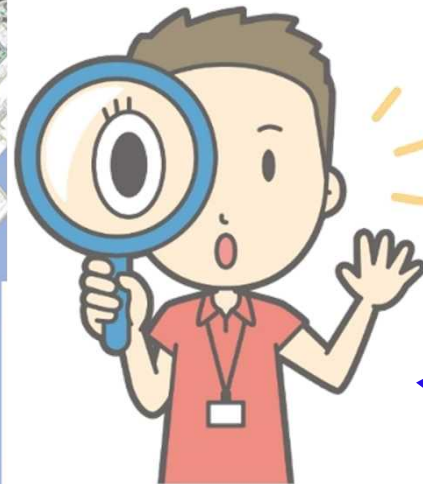
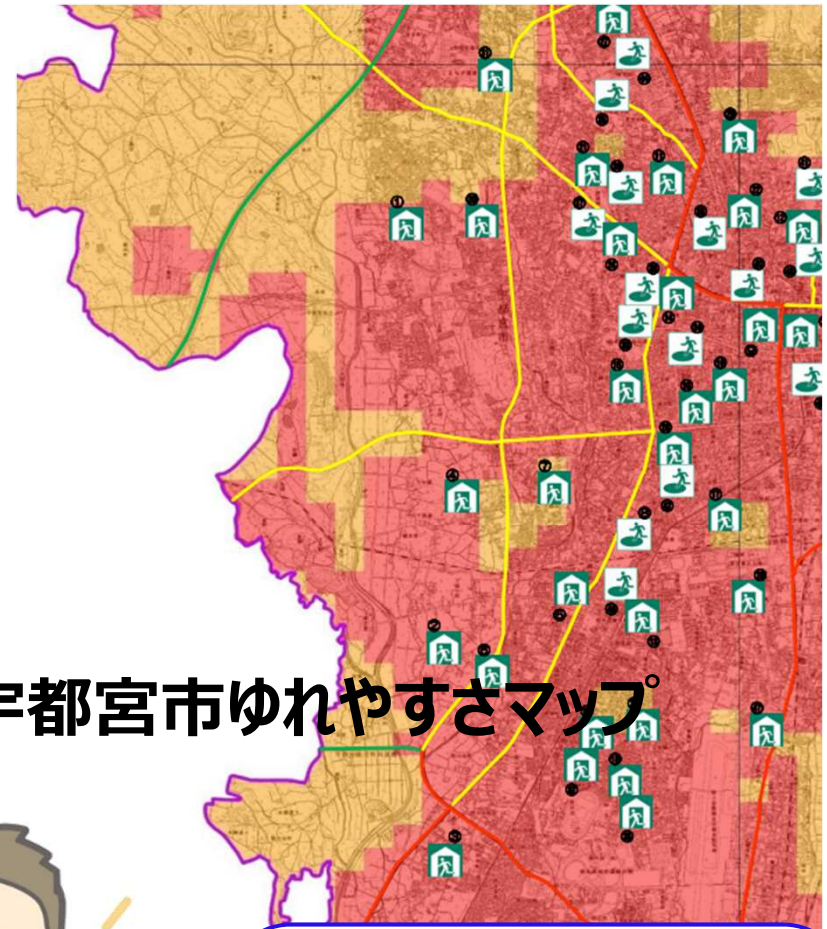
①ハザードマップ°



下関市土砂災害マップ°



宇都宮市ゆれやすさマップ°



自施設の自治体が出しているハザードマップを集めて、施設の位置とリスクを把握

②被害想定

自治体が公表している「地域防災計画」から、災害発生した場合のインフラへの影響を記載します。

地域防災計画の各項目

表 上水道 断水率

	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
東京都	26.4%	25.8%	15.7%	4.7%
区 部	34.1%	28.6%	19.5%	0.3%
多 摩	9.2%	19.5%	7.2%	14.5%

表 上水道 復旧推移(断水率)

	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
1 日後	26.4%	25.8%	15.7%	4.7%
3 日後	26.4%	25.8%	15.7%	4.7%
1 週間後	16.8%	12.2%	4.5%	0.0%
1 か月後	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

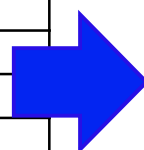
想定地震	停電率 (%)
都心南部直下地震	9.1%
多摩東部直下地震	7.2%
大正関東地震	3.4%
立川断層帯地震	1.5%

表 電力 復旧推移(配電設備被害による停電率)(冬・夕方、風速8m/s)

	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
1 日後	7.7%	6.1%	3.0%	1.1%
3 日後	2.1%	0.8%	0.0%	0.0%
1 週間後	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1 か月後	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

ライフライン

電気	例) 発災から2日間停止
ガス	
上水	
下水	
通信	



項目	現時点の設備の状況、確保している代替手段や備蓄量
電力	例) 自家発電装置(6時間稼働)あり。発電機3台あり。
飲料水	例) 利用者、職員分〇日分確保。施設屋上に貯水槽(XXl、発災後1日のみ)。
生活用水	例) 施設屋上に貯水槽(XXl、発災後2日目より)。井戸水。
ガス	例) プロパンガス、ガスボンベあり。

②被害想定

前記、現在の設備・備蓄状況をもとに、災害時に受ける個々の影響を想定していきましょう。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例) 電力	自家発電機 →		復旧	→	→	→	→
電力							
EV							
飲料水							
生活用水							
ガス							
固定電話							
携帯電話							
メール							

4. 優先業務の策定

業務の緊急度を設定し、確実に実施する業務（継続業務）、やむを得ず縮小（削減業務）・（一時的に）休止する業務などを明確にします。

判断基準の例

業務に対して、「生命維持・精神安定に係る観点」などから、いつまでに業務を開始・復旧するか（業務停止許容期間はどの程度か）評価する

S： 中断なく継続（業務停止が許されない）

A： 数時間～24時間以内に開始（1日停止すると影響大）

B： 1～3日以内に開始（3日間停止すると影響大）

C： 4～7日以内に開始（7日間停止すると影響大）

利用者の生命維持・精神安定に関わる業務の優先度評価、優先業務の選定（例）

業務	業務停止による影響	優先度
情緒安定、安心安全の確保	情緒不安定、P T S D	S
食事の提供、補水	栄養失調、脱水	S
衛生確保（手洗い、うがい）	食中毒、感染症、下痢、嘔吐	A

（出典）公益財団法人東京都福祉保健財団「福祉施設の業務継続計画（BCP）作成ガイドライン」（2012年第1版）pp. 62-63よりSOMPOリスクマネジメント作成。

継続業務・災害時緊急業務・削減業務を明確化します。

分類名称	定義	業務例	出勤率			
			30%(発災後6時間)	50%(発災後3日)	70%(発災後7日)	90%(21日)
業務の基本方針			生命・安全を守るために必要最低限のサービスを提供 徒歩で出勤可能者で対応 発災後数日、職員は施設泊	食事、排泄を中心 その他は休止または減電気復旧(※)。道路仮復旧。 被災者出勤不可	一部休止するが ほぼ通常通り 応援者の支援あり	ほぼ通常通り 水道復旧。ガスはLPの想定
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事、排泄、医療的ケア、清拭 等	食事(災害時メニュー、朝夕のみ) 排泄(オムツを利用) 医療的ケア(必要最低限)	食事(災害時メニュー、簡易食品) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(ほぼ通常通り) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(通常のメニュー) 排泄 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭
B:追加業務	・災害復旧、事業継続の観点から新たに発生する業務	【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応援者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応	電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 出勤者の確保、シフト調整 施設内、法人内応援者の手配 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 応援者の受入、教育 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復帰に合わせ応援者の縮小 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化	ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復帰に合わせ応援者の縮小 法人内の正常化 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な業務	入浴、機能訓練 口腔ケア 洗顔 洗濯 掃除 等	入浴(休止) 機能訓練(休止) 必要者に、うがい 洗顔(休止) 洗濯(休止)。ディスプレイで対応 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭 機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 必要者に、うがい 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭 機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 適宜口腔ケア 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(ほぼ通常通り) 機能訓練(ほぼ通常通り) 口腔ケア(ほぼ通常通り) 洗顔(ほぼ通常通り) 洗濯(ほぼ通常通り) 清掃(ほぼ通常通り)

(出典) 厚生労働省老健局「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」令和2年12月

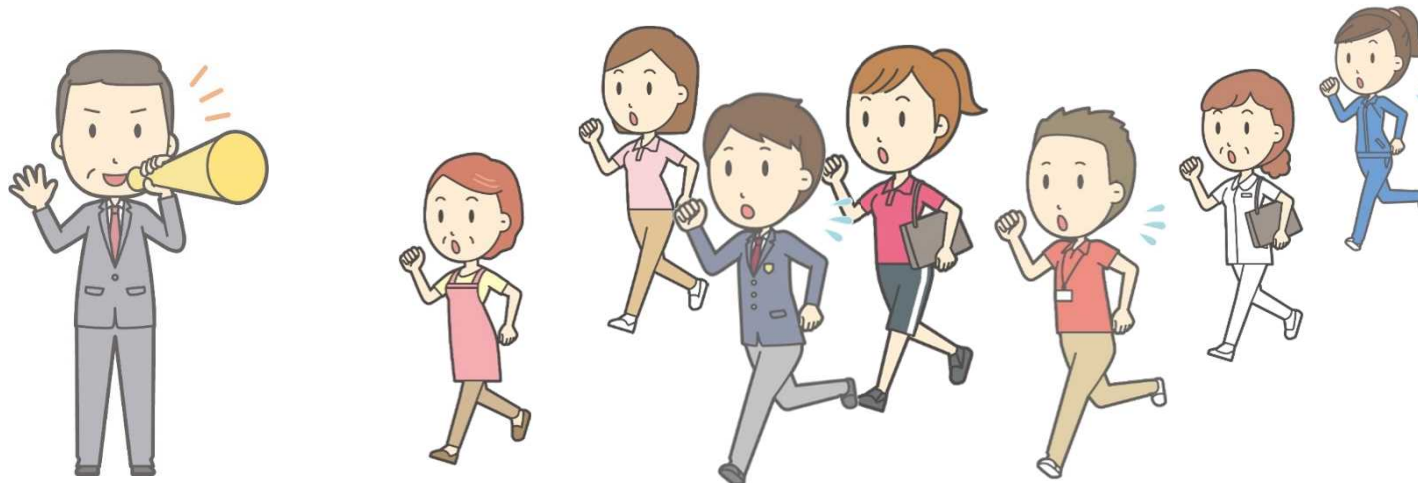
© 2022 Sompo Risk Management Inc. All Rights Reserved.

5. 研修・訓練の実施、BCPの点検・見直し

①研修・訓練の実施

自施設の災害予測・被害想定に基づいたうえで、作成されたBCP計画について、職員に研修・訓練を実施します。

災害対策委員会等において、「机上訓練」、「シミュレーション」
どのような研修・訓練をどの頻度で実施するか、定期や職員の
移動・事業内容の拡大・変更時等、明確化しておきましょう。

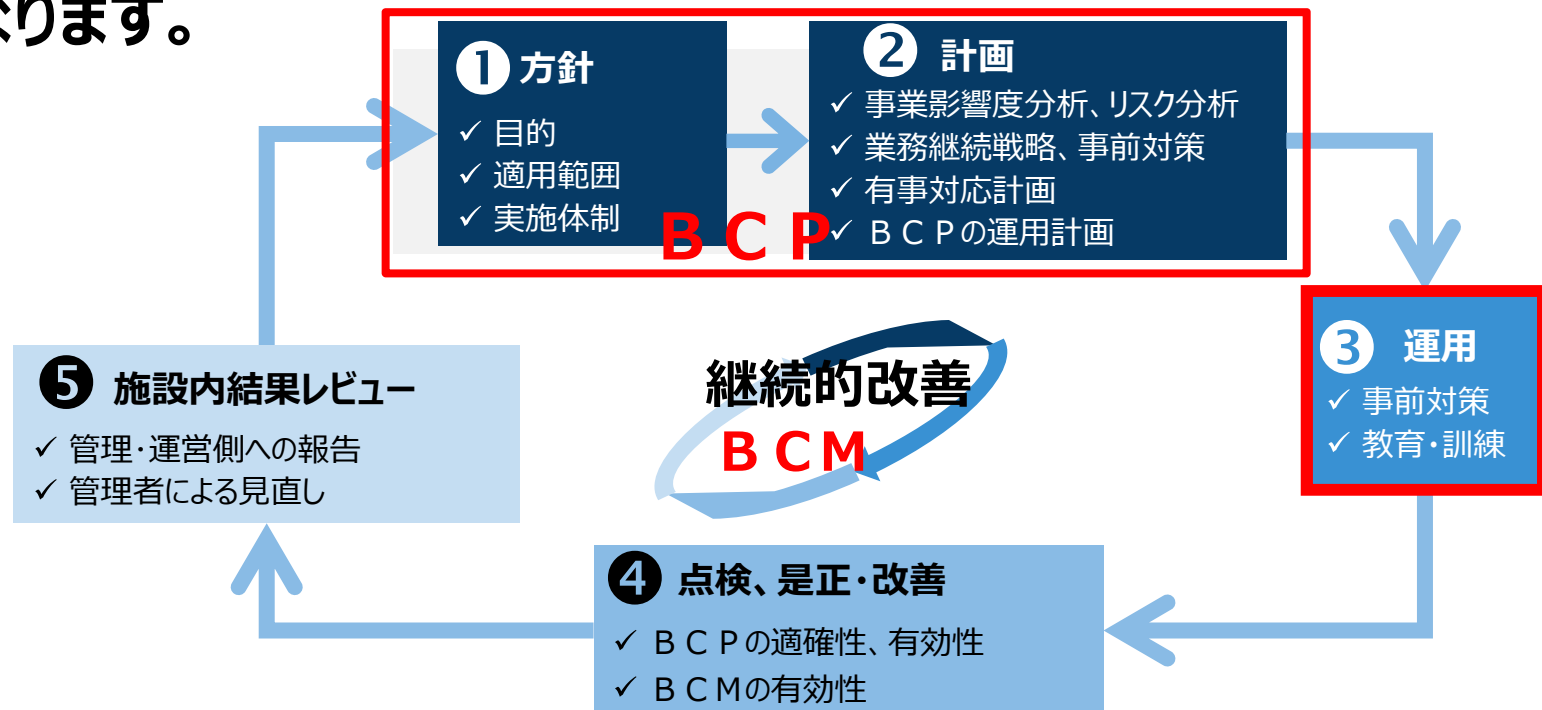


5. 研修・訓練の実施、BCPの点検・見直し

② BCPの点検・見直し

BCPの計画は、訓練等の機会を通じ、定期的に見直しが必要です。

また、定期的見直し以外でも、施設事業が変更・職員の入れ替わり、地域の新たな災害リスクの発生など、都度見直しが必要になります。





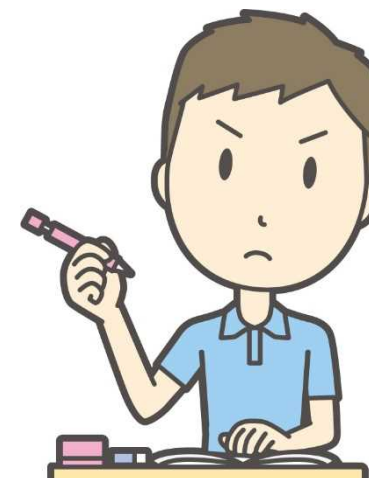
第 2 章 平常時の対応

災害前に想定し、準備する

- ・ 平常時の対応は、施設の現状把握と災害発生時の対応を「被害想定」「優先業務の選定」を踏まえて、必要な項目ごとに取り決めていきます。

必要な項目は、施設の状況により変わりますが、大まかな項目をひな形を参照し、埋めていきましょう。

補足10：電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策			
電気			
稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策	備考	
医療機器： 喀痰吸引、人工呼吸器など	自家発電機：400Kw × 8 時間使用可能。 燃料は●●。ガソリンスタンド●●と優先供給協定を締結する。	医療機器等の予備バッテリーを準備	
情報機器： パソコン、テレビ、インターネットなど	・ 電気なしでも使える代替品(乾電池や手動で稼働するもの)の準備や業務の方策を検討する。		
冷蔵庫・冷凍庫 夏場は暑さ対策として保冷剤等を用意			
照明器具、冷暖房器具	乾電池：単一●本、単二●本、 単三●本、単四●本	【様式⑥】-災害に記入	
その他、代替の電源を考える	自動車のバッテリーや電気自動車の電源を活用することも有用である。		
	自動車のシガレットの変換器	スマホの充電、照明には利用できる	
	太陽光パネルの設置		
ガス			
稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策	備考	
暖房機器	湯たんぽ、毛布、使い捨てカイロ、 灯油ストーブ	暖房器具とその燃料を準備	



平常時の対応として策定すべき主な項目

対策	ポイント
(1)建物・設備の安全対策	
①人が常駐する場所の耐震措置	建物・設備を調査し、安全性が十分でないと判断された箇所について、対応策を検討し、いつまでにどの部署が中心となって対策を実施するか記載する。なお、新耐震基準が制定された1981年（昭和56年）以前の建物は耐震補強の検討が必要
②設備の耐震措置	居室・共有スペース・事務所等の設備・什器類の転倒、転落、破損対策の状況を確認し、安全性が十分でないと判断された箇所について、対応策を検討し、いつまでに対策を実施するか記載する。
③水害対策	浸水の可能性がある場所に重要機材がないか。土嚢の準備。日中・夜間の避難にかかる時間の算出をしておく。
(2)ライフラインが止まった場合の対策	各ライフラインで稼働させるべき設備について、ライフラインが停止した際の代替策を具体的に記載する。今後、整備する予定のものについては、スケジュール等も記載しておく。
①自家発電機が設置されていない場合	停電時に稼働させるべき設備と代替電源
②自家発電機が設置されている場合	自家発電設備の設置場所、稼働方法、稼働可能な時間、燃料の種類等を記載する。
(3)ガスが止まった場合の対策	ガス停止時に稼働させるべき設備と代替電源
(4)水道が止まった場合の対策	
①飲料水	水道停止時の飲料水の確保
②生活用水	生活用水（トイレ、食事、入浴が主）については原則、水を使わない代替手段を用いるとする。
(5)通信が麻痺した場合の対策	通信が麻痺した場合の通信手段や設置場所、使用方法、使用できる者などについて記載する。ここでは複数の手段を設けておくことが重要となる。同じ被災地域にいる者同士の連絡が取りづらくなる場合もあるため、遠方の施設等の中継点とし、そこに情報を集約する方法等も検討する（三角連絡法）。
(6)システムが停止した場合の対策	PCの破損や浸水によるデータ類の喪失や電力停止等によるデータへのアクセスが出来ない事態に備えて、バックアップ等の方策を記載する。バックアップの頻度は、どの程度の期間であればデータの損失が許容されるかを検討した上で決定する。
(7)衛生面の対策	汚水、下水が流せなくなることを想定し、トイレ・汚物対策を記載する。
①トイレ対策（利用者・職員）	
②汚物対策	
(8)必要品の備品	被災時に必要となる備品を整理する。備蓄量の最低の目安は行政の支援が開始される目安となる3日間とする。消費期限、使用期限のあるものについては、入替時期等を決めておくほか、備蓄品の状態（量、質）を確認する担当者とその頻度も決めておく。リストが長くなる場合は別紙にまとめる。
① 飲料・食料品	
② 医薬品・衛生用品・日用品	
③ その他備品	
(9)資金手当て	災害時の資金確保策を記載するほか、平時から緊急時に備えて用意しておく現金を決める。緊急時の災害融資等について、取引先の金融機関と事前に協議をしておくことが望ましい。

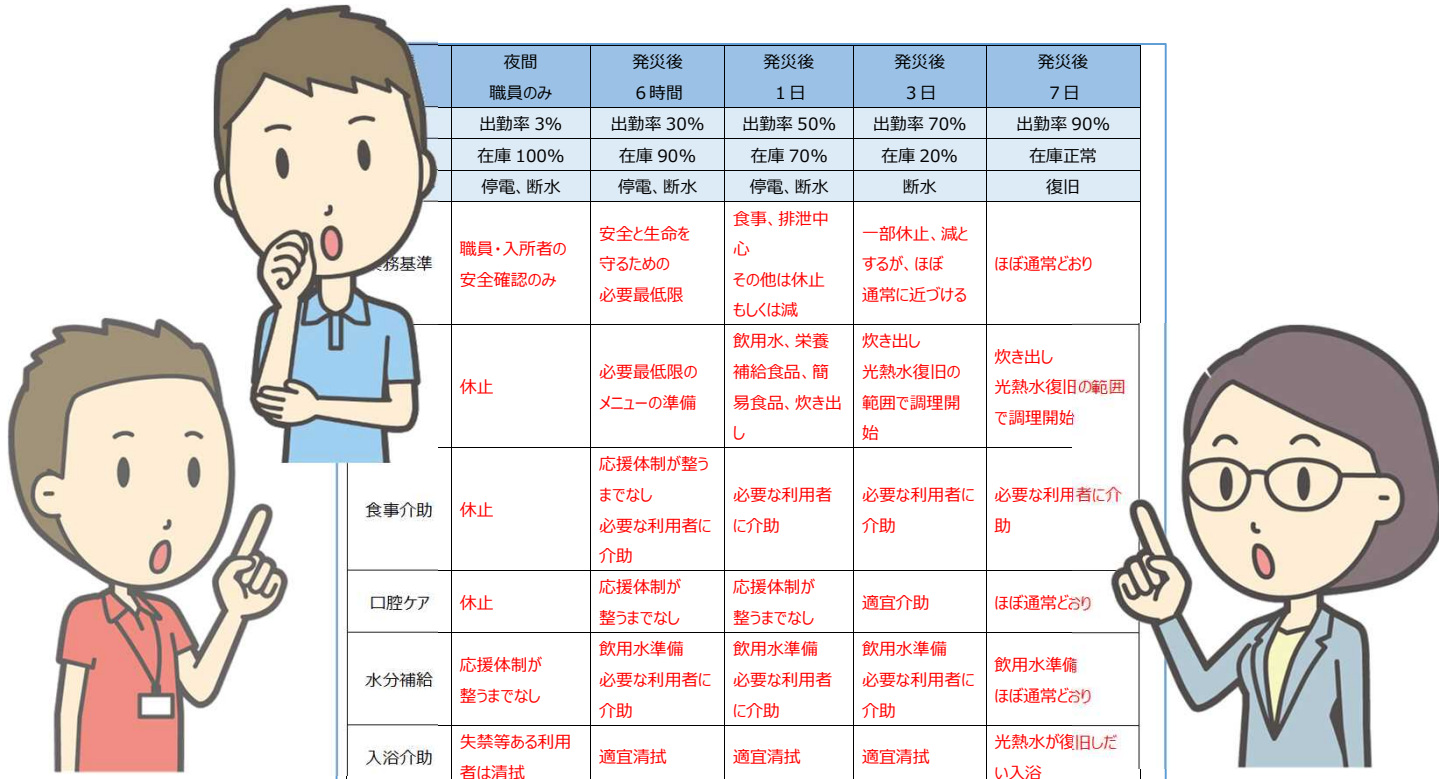


第 3 章 緊急時の対応

災害発生時の時系列での対応

- ・発生した災害に対し、素早く判断・行動するための対策を策定します。

災害発生時の混乱を予測して、実施すべき項目を災害発生判断から、業務継続のための対応を時系列で立案します。



	夜間 職員のみ	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
	出勤率 3%	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
	在庫 100%	在庫 90%	在庫 70%	在庫 20%	在庫正常
	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の 安全確認のみ	安全と生命を 守るための 必要最低限	食事、排泄中 心 その他は休止 もしくは減	一部休止、減と するが、ほぼ 通常に近づける	ほぼ通常どおり
	休止	必要最低限の メニューの準備	飲用水、栄養 補給食品、簡 易食品、炊き出 し	炊き出し 光熱水復旧の 範囲で調理開 始	炊き出し 光熱水復旧の範囲 で調理開始
食事介助	休止	応援体制が整う までなし 必要な利用者に 介助	必要な利用者 に介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に介 助
口腔ケア	休止	応援体制が 整うまでなし	応援体制が 整うまでなし	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が 整うまでなし	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者 に介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 ほぼ通常どおり
入浴介助	失禁等ある利用 者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	光熱水が復旧しだ い入浴

発生した災害に応じた対応ができる体制づくり ①

対策	ポイント
(1)BCP発動基準	地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。
(2)行動基準	発災時の個人の行動基準を記載する。行動基準は安否確認方法、参集基準、各種連絡先等の必要な事項を『携帯カード』に整理して、職員に携帯させるよう運営すると効果的である。
(3)対応体制	施設・事業所の状況に合わせて、「感染対策委員会」等の体制も参考に、対策本部の体制を構築する。感染対策と同じでもよい。
(4)対応拠点	緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。施設の構造と災害によって、対策本部の設置場所を検討する。
(5)安否確認	速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくことよい。
①利用者の安否確認	安否確認シート等を作成し、利用者の安否確認方法を整理する。また、負傷者が発生した場合の対応方針（応急処置、医療機関への連絡・搬送方法）を決めておく。いずれも具体的な手順など詳細については初動対応マニュアル等に記載する。
②職員の安否確認	施設内、施設外、それぞれで被災した場合の安否確認方法を定める。施設外で被災した場合は、職員家族の安否や自宅の倒壊状況についても確認するほか、出勤の可否等も確認する。安否確認の結果について、安否確認シート等を作成し管理する。なお、安否確認システムについては代替方法含め、平時より訓練しておくことを研修・訓練等の項目に定めておく。
(6)職員の参集基準	施設から職員への連絡が困難となることを前提に、職員が自動的に参集出来る判断基準を決める。ただし、職員が参集途中に被災することを防止するため、現実的な基準の作成を考慮する。24時間体制の施設は日中と夜間の参集基準を分けて定めておくことよりよい。

発生した災害に応じた対応ができる体制づくり ②

対策	ポイント
(7)施設内外での避難場所・避難方法	勤務者の少ない祝祭日や夜間、あるいは荒天などを想定して検討しておくことが望ましい。ハザードマップなどを確認し、津波、河川の洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域に立地している場合は、避難確保計画を検討する。水害の場合、行政などが出す避難情報を理解し、避難のタイミングを検討しておく。避難する時間も考慮して考える。
(8)重要業務の継続	職員が不足している状況においても優先業務を継続するために、職員の参集状況に応じた業務の縮小方法を検討しておく。
(9)職員の管理	非常事態下においては職員が極限の状況で業務を実施することも想定されるため、職員が適度に休息を取れるようにするための準備が必要となる。
①休憩・宿泊場所	職員が帰宅できない場合に備えて、宿泊できる場所を決めておく。入居施設等で併設の通所施設を閉鎖した場合は、当該施設も候補となり得る。
②勤務シフト	参集した職員の人数に応じ、職員の体調および負担の軽減に配慮した勤務体制が組めるように、災害時の勤務シフトの原則を検討しておく。震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。
(10)復旧対応	復旧作業が円滑に進むように、施設の破損箇所に関する確認シートや各種業者の連絡先一覧を整備しておく。破損のあった箇所は、出来れば写真を撮り、記録をすることが望ましい。
①破損箇所確認	破損箇所の確認のために、被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。修理が必要な箇所は、対策本部のホワイトボードに記載し、担当者、期限を明記する。初動対応として分けることも可
②業者連絡先一覧の整備	各種協力業者の連絡先を一覧化したり、非常時の連絡先を確認しておくなど、円滑に復旧作業を依頼できるよう準備しておく。
③情報発信	公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めておく。風評被害を招く恐れもあるため、広報・情報班が、一元的に丁寧な対応や説明を行う。



第 4 章 他施設との連携

日常からの連携体制

- ・ 有事に備えて、法人本部や自治体を通じて協力関係を構築する等、平常時から他施設・他法人と協力関係を築くことが大切となります。単に協定書を結ぶだけではなく、普段から良好な関係を作るよう工夫しましょう。

対策	ポイント
(1)連携体制の構築	
①連携先との協議	連携先と連携内容を協議中であれば、協議内容や今後の計画などを記載する。
②連携協定書の締結	地域との連携に関する協議が整ったら、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。
③地域のネットワーク等の構築・参画	施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、近隣の法人・施設・その他関係各位との協力関係を日ごろから構築しておく。地域において支援のネットワークが構築されている場合はそれらに加入することも検討する。
(2)連携対応	
①事前準備	連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。相手を支援する観点だけではなく、支援を受ける立場となつて、どうすれば円滑に相手から支援を受けられるかについても、検討、準備を行う。
②入所者・利用者情報の整理	避難先の施設・事業所に入居者・利用者を預ける場合、担当者不在でも避難先施設で適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などを作成し、あらかじめまとめておく。
③共同訓練	連携先と共同で行う訓練概要について記載する。一過性で終わることなく継続的に取り組むことが望ましい。津波で浸水することが想定される施設では、地域の方に津波避難所として施設を開放するかわりに、地域の方に利用者を上階へ搬送するよう支援してもらう計画を策定し、日常から地域の方とともに訓練している事例もある。



第 5 章 地域との連携

福祉専門職の地域支援

- ・ 災害時、避難所等で高齢者や障がい者等の要配慮者が避難生活による必要な支援が行われない結果要介護度の重度化などの二次被害が生じてしまいます。民間の高齢者向け住まいも、地域を支える社会資源の一つとしての役割が期待されます。「災害派遣福祉チーム」への派遣や「福祉避難所」としての登録などもご検討ください。



福祉専門職の地域支援

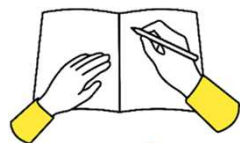


対策	ポイント
(1)被災時の職員派遣	地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。
(2)福祉避難所の運営	
①福祉避難所の指定	福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。
②福祉避難所開設の事前準備	福祉避難所として指定を受けている場合、福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

高齢者施設のリスクマネジメントを支援します

SOMPOリスクマネジメントでは、高齢者施設の様々なリスクに対して、各種の支援サービスを取り揃えています。

長年培ってきたノウハウを生かし、事業所・利用者の双方が安心できる環境づくりをお手伝いします。



教育

① セミナー

過失の考え方、事故発生時の対応、苦情・クレーム対応など、実践に役立つテーマについて、コンサルタントが分かりやすく解説します

② 動画教材

裁判事例を題材にリスクマネジメントを学習。1本10分程度の動画ですき間時間を活用して手軽に学習できます

SOMPOリスク 介護

検索



態勢構築

③ 総合コンサルティング

現状分析から問題点を抽出し、組織運営や事故防止について、専門的知見からアドバイスをします

④ BCP策定支援

策定方法を習得するためのセミナーから、実際に策定の支援をするコンサルティングまで、ニーズに応じて幅広く対応します

リスクマネジメントの無料講義動画も公開中です



SOMPOリスクマネジメント

安心・安全・健康のテーマパーク